

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局 発表
令和3年5月28日(金)
午前8時30分解禁

担	京都労働局 労働基準部健康安全課 健康安全課長 堀 記子
当	安全専門官 河野 孝昭 電話 075-241-3216(ダイヤルイン)

「令和3年度 全国安全週間(第94回)」及び 「京都ゼロ災3か月運動(第37回)」の実施について

令和3年度 全国安全週間(第94回)

京都労働局(局長: かねざしよしゆき金刺義行)は、安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、令和3年7月1日から7月7日までを「全国安全週間」、6月1日から6月30日までを「準備期間」として、京都府内の事業場に対し、新型コロナウイルス感染症対策に十分留意しながら積極的な取り組みを要請します。 ※裏面参照

スローガン

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

京都ゼロ災3か月運動(第37回)

府下の事業場において、安全・健康・快適な職場づくりのため、「**京都ゼロ災3か月運動(第37回)**」(全国安全週間初日の7月1日から9月30日までの3か月)を展開します。運動への参加について、全国安全週間の準備期間である6月に、広く呼びかけを行います。

「**京都ゼロ災3か月運動**」は、京都労働局が主唱し、京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会(公益社団法人京都労働基準協会など主要12団体)が主催する京都独自の取り組みです。昭和60年(1985年)に始まり、今年で37回目となりますが、事業場の自主的な安全活動の一つとして展開されています。

期間中に無災害を達成した参加事業場には、京都労働局長から達成証を交付します。昨年の参加事業場数は2,366事業場で、無災害を達成された事業場は2,255事業場(達成率95.3%)でした。

- 運動期間 令和3年7月1日(木)から9月30日(木)までの3か月間
- 申込期間 令和3年6月1日(火)から6月25日(金)
- 参加費 無料
- 申込方法 参加申込書に必要事項を記入の上、主催者に申込む

「令和3年度 全国安全週間(第94回)」要旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に始められました。戦時中も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

令和3年度の全国安全週間は、「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」をスローガンとして展開します。

【全国安全週間及び準備期間中に事業場が実施する事項】(抜粋)

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

<京都ゼロ災3か月運動ロゴマーク>





令和3年度 全国安全週間(第94回)

準備期間

6月1日～6月30日

本週間

7月1日～7月7日

主 唱 京都労働局・各労働基準監督署

協 賛 (公社)京都労働基準協会
(公社)京都労働基準協会各支部
建設業労働災害防止協会京都府支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部
林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会舞鶴港分会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮津港分会
(一社)日本ボイラ協会京滋支部
(一社)日本クレーン協会京都支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会京都支部
(一社)京都府溶接協会
京都府採石公災害防止連絡協議会
京都府建築工業協同組合

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

この間、事業場では労使が協調して労働災害防止対策が展開され、この努力により労働災害は長期的に減少しており、京都府内における令和2年の労働災害による死亡災害は、過去最少であった平成28年の8名に次ぐ9名となりました。

しかし、休業4日以上労働災害による死傷者数は、2,528人(前年比139人、5.8%増)となっており、高年齢労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が増加傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成24年以降で最多となりました。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要があります。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、

持続可能な安全管理



未来へつなぐ安全職場

をスローガンとして展開します。

また、7月1日から9月30日までの期間、令和3年度「京都ゼロ災3か月運動」(第37回)を実施します。京都府内のすべての事業場がこの運動に参加され、「災害ゼロ」を目指して、安全・健康で快適な職場づくりを行っていただければ幸いです。申込みは6月1日から6月25日まで、主催者団体にて受け付けます(参加費無料)。

さらに、7月6日(火)に京都における労働者の安全の確保と健康の保持増進及び快適な職場環境の実現を図ることをテーマに「京都安全衛生大会」(場所：京都テルサ/参加無料)を開催しますので、是非参加いただきますよう併せてご案内いたします。

「安全文化」を醸成するため、裏面の実施事項について取り組みをお願いします。

なお、実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従い全国安全週間の実施事項に取り組んでください。

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

継続的に実施する事項

安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ロ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (ハ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ロ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (ハ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- (ロ) 策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ロ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (ハ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等から墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ロ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (ハ) トラックの逸走防止措置の実施
- (ニ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する

指導の実施

- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ロ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (ハ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (ニ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

業種横断的な労働災害防止対策

ア 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ロ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (ハ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

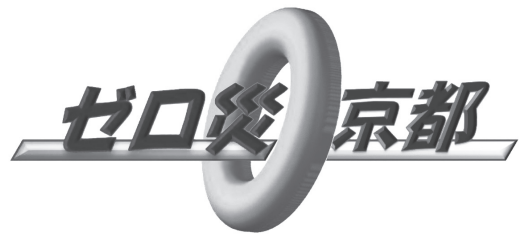
- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ロ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (ハ) 転倒災害防止のための安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ロ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (ハ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ロ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (ハ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (ニ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (ホ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (ヘ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等



参加事業場募集中

令和3年度『京都ゼロ災3か月運動』(第37回)

—— 安全・健康・快適職場をめざして ——



主唱者 京 都 労 働 局
京都府下各労働基準監督署

主催者 京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会

職場における「トップの安全衛生に関する宣言」と
「危険ゼロ」の取組による
「災害ゼロ」の達成と「健康確保」を目標とする
「ゼロ災3か月運動」に参加しよう！

京都府内における令和2年の労働災害による死亡者数は、全産業で9人となり、一昨年の放火による死亡者数36人を除くと、3人の減少となった。一方、休業4日以上死傷者数は2,528人(前年比139人増加、5.8%増加)となった。

また、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、令和2年は60.68%(対前年比2.66%増加)となり、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率も高水準で推移している。

このような状況の中、本年度は、「第13次労働災害防止推進計画(平成30年度～令和4年度の5年間)」4年目となり、計画の目標である①平成25年～平成29年の死亡者総数から15%以上減少させること、②平成29年と比べ令和4年の死傷者数を5%以上減少させること、③労働災害防止重点対象業種を設定し、労働災害の減少に向けた対策の推進を図ること、④メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を増加させること、腰痛による労働災害を減少させること及び熱中症による死傷者数を減少させること等を達成するため、事業場における安全衛生対策を積極的かつ計画的に推進していかねばならない。

ついでには、労働災害減少目標等の達成に向けて、すべての参加事業場の「ゼロ災の達成」と「労働者の健康確保」が出来るよう、令和3年度「京都ゼロ災3か月運動」(第37回)を、京都府内全域において積極的に展開することとする。

- 運 動 期 間 令和3年7月1日(木)～9月30日(木)の3か月間
- 参加申込期間 令和3年6月1日(火)～6月25日(金)
- 参 加 費 無 料
- 参 加 資 格 京都府内の事業場(事務所、工場、支店、営業所等)
(建設業での請負金額1億8,000万円以上の工事は、現場単位で参加できます。)
- 達成証の交付 運動期間中、無災害を達成した参加事業場には、達成証が交付されます。
〔この運動での「無災害」とは、労働災害がない場合又は不休の労働災害(障害が残るものを除きます。)のみをいいます。なお、労働災害の中には通勤災害は含みません。〕
- 参加申込方法 「参加申込書」(様式第1号)に必要な事項をご記入の上、主催者(裏面)団体のうちのいずれかの1団体に郵送又はFAXにてお申込みください。
- 結 果 報 告 参加事業場は、運動期間終了後、結果を「結果報告書」(様式第2号)により令和3年10月15日(金)までに参加申込みを行った主催者の団体に郵送又はFAXにてご報告ください。

令和3年度「京都ゼロ災3か月運動」参加申込書

当事業場は、令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に実施される
令和3年度「京都ゼロ災3か月運動」に参加いたします。

令和3年 月 日

()

事業場の所在地 _____

事業場の名称 _____

※事業場の名称は正確にご記入下さい。例：社会福祉法人〇〇会 特別養護老人ホーム〇〇
工事現場の場合は、元請事業場及び工事名称 例：株式会社〇〇建設 〇〇新築工事

令和3年度「京都ゼロ災3か月運動」主催者 殿

事業場の従業員数	男	名、女	名、合計	名			
業種(該当に〇印)	1 製造業	2 建設業	3 運輸交通業	4 商業	5 社会福祉施設	6 飲食店	7 その他
事業場の担当者 職氏名 (連絡先)	職 _____	氏名 _____	電話番号 _____	-	-	FAX番号 _____	-
①必須項目 「安全衛生に関する宣言」の実施 (宣言例文は京都労働基準協会HPを御参照下さい)	※事業場を統括する立場の方(トップ)が安全衛生に関する宣言を行い、労働者に周知してください。 (周知の例) 安全大会・朝礼・文書配布・社内放送・掲示・メールなど						
②選択項目 実施予定の事項に〇印を付けて下さい。	イ. 安全衛生大会 ロ. 安全衛生パトロール ハ. 転倒災害防止の取組 ニ. 機械設備の安全衛生対策 ホ. 作業方法等・保護具等の改善 ヘ. 健康の確保増進に係る事項 ト. 安全衛生教育 チ. ポスターの掲示、シール等の活用による安全意識の高揚 リ. その他 ()						

(注) この参加申込書は、令和3年6月1日から6月25日までの間に本運動の主催者団体のうちのいずれか1団体(重複参加申込不可)に郵送又はファックスにて送付願います。

なお、主催者団体に加入されていない事業場は、事業場所在地の(公社)京都労働基準協会の本部又は各支部へ申し込んで下さい。

令和3年度「京都ゼロ災3か月運動」用品申込書

用品	単価	数量	金額
①ゼロ災ステッカー	100円	シート	円
②ゼロ災シール	150円	シート	円
③ゼロ災ポスター	180円	枚	円
合計金額			円

(注) 1 上の用品を申込みされる場合は、6月25日までに参加申込と併せて送付願います。

2 用品の郵送を希望される場合は下の に を入れて下さい。郵送料を含む金額で請求させていただきます。

用品の郵送を希望します。

令和3年度「京都ゼロ災3か月運動」結果報告書

令和3年10月 日

当事業場で実施した標記の運動の結果は、下記のとおりでしたので報告します。

記

令和3年度「京都ゼロ災3か月運動」主催者 殿

(〒 -)

事業場の所在地 _____

事業場の名称 _____

担当者職氏名 _____

TEL _____

- (注) 1 この結果報告書は、令和3年10月1日から10月15日までの間に参加申込を行った団体に送付(郵送又はファックス)願います。(重複結果報告不可)
- 2 ①②を実施し、労働災害が無い場合又は不休の労働災害(障害が残るものを除きます)のみの場合は、「ゼロ災3か月運動達成之証」が交付されます。
なお、労働災害には通勤災害は含みません。

記

事業場の従業員数	男	名、	女	名、	合計	名
業種(該当に○印)	1 製造業	2 建設業	3 運輸交通業	4 商業	5 社会福祉施設	6 飲食店
運動期間	令和3年7月1日～令和3年9月30日					
①必須項目 安全衛生に関する 宣言 周知した方法に○ 印をつけて下さい	安全大会 ・ 朝礼 ・ 文書配布 ・ 社内放送 掲示 ・ メール ・ その他 ()					
②選択項目 実施した事項に○ 印を付けて下さい	イ. 安全衛生大会 ロ. 安全衛生パトロール ハ. 転倒災害防止の取組 ニ. 機械設備の安全衛生対策 ホ. 作業方法等・保護具等の改善 ヘ. 健康の確保増進に係る事項 ト. 安全衛生教育 チ. ポスターの掲示、シール等の活用による安全意識の高揚 リ. その他 ()					
運動期間中の 労働災害発生状況	死 亡	休業災害	不休災害 (うち障害が残るもの)		合 計	
			()			

■参加事業場の実施事項

参加事業場は、次の事項を参考にして労使一体となって、安全衛生管理活動を活性化するとともに、職場の危険ゼロを目指した取組を積極的に実施し、災害ゼロを目指してください。

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| ①安全衛生管理体制の整備 | ⑦安全衛生教育の実施 |
| ②年間の安全衛生計画の作成、職場の安全衛生改善提案制度の実施 | ⑧メンタルヘルスケアの取組み |
| ③リスクアセスメントの実施 | ⑨過重労働による健康障害防止対策の実施、健康の確保増進対策の実施 |
| ④機械・設備の安全化、作業環境の改善等による快適な職場づくり | ⑩労働災害防止の啓発等の行事 |
| ⑤転倒災害防止の取組み | ⑪交通労働災害の防止 |
| ⑥作業方法・作業姿勢等の見直し | ⑫家庭での安全対策の実施についての啓発等 |

■シンボルマークのご案内

本運動のシンボルマークをご利用ください。お申込みは、主催者の団体に「用品申込書」(様式第2号の下段)により申し込んでください。

- ①ゼロ災ステッカー (有料：1シート (マークが10ヶ) 100円)
(シンボルマークを使用・直径5cm)
- ②ゼロ災シール (有料：1シート (マークが30ヶ) 150円)
(シンボルマークを使用・直径1.5cm名刺・封筒等に貼付できます。)
- ③ゼロ災ポスター (有料：1枚 180円)

シンボルマーク



〈主 催 者〉 (京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会)

団体の名称	〒	所在地	TEL	FAX
(公社) 京都労働基準協会	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4F 418	075-353-3503	075-353-3510
京都上支部	同上	同上	075-353-3513	075-353-3520
京都下支部	同上	同上	075-353-3523	075-353-3530
京都南支部	612-8043	京都市伏見区本材木町668-3 月桂冠酒蔵オフィス9号室	075-611-8286	075-611-8400
福知山支部	620-0054	福知山市末広町2丁目9 交友会館3F	0773-23-8275	0773-23-0009
舞鶴支部	624-0913	舞鶴市宇上安久小字安久谷原381-2	0773-75-4731	0773-75-4777
丹後支部	627-0012	京丹後市峰山町杉谷868 峰山町織物センター内	0772-62-5495	0772-62-5509
園部支部	622-0003	南丹市園部町新町49-1	0771-62-3220	0771-62-4045
建設業労働災害防止協会京都府支部	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入 京都建設会館3F	075-231-6587	075-251-0058
陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部	600-8032	京都市下京区大宮通木津屋橋下上中之町2番地 日本通運京都支店ビル3F	075-744-0373	075-744-0373
林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部	604-8417	京都市中京区西ノ京内畑町41-3	075-802-2991	075-811-2593
港湾貨物運送事業労働災害防止協会日本海総支部 山陰支部 舞鶴港分会	624-0931	舞鶴市松陰18-7 飯野港運(株)内	0773-75-5321	0773-75-5681
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 宮津港分会	629-2251	宮津市須津413 宮津海陸運輸(株)内	0772-46-1155	0772-46-1166
(一社) 日本ボイラ協会京滋支部	604-8261	京都市中京区御池通油小路東入 ジョイ御池ビル2F	075-255-2358	075-255-2924
(一社) 日本クレーン協会京都支部	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4F 407	075-344-5556	075-344-3367
(公社) 建設荷役車両安全技術協会京都支部	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4F 422	075-351-0250	075-351-0251
(一社) 京都府溶接協会	615-0022	京都市右京区西院平町25 ライフプラザ西大路四条1階	075-322-8401	075-322-8402
京都府採石公災害防止連絡協議会	604-8382	京都市中京区西ノ京北聖町68-1 リシェス二条901号	075-821-2267	075-821-9301
京都府建築工業協同組合	602-8139	京都市上京区葭屋町通下立売下丸屋町261-3	075-802-1281	075-812-3625
(一社) 京都府トラック協会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062

〈協力団体〉

(公社) 日本作業環境測定協会京滋支部
 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会京都支部
 京都THP推進協議会 京都衛生管理者会
 京都産業保健総合支援センター

〈後 援〉

京都府、京都市、(一社) 京都経営者協会、
 京都商工会議所、京都府中小企業団体中央会、
 京都府商工会連合会、(一社) 京都府医師会